

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

S2021082・SK2021221・SK2021218

③ 施設の情報

名称：若松園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：津嶋悟	定員（利用人数）：52名	
所在地：岡山市中区海吉 206 番地		
TEL：086-277-2261	ホームページ： http://www.wakamatsuen.or.jp	
【施設の概要】		
開設年月日 1936年12月5日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人備作恵済会若松園		
職員数	常勤職員：38名	非常勤職員：6名
有資格 職員数	社会福祉士：5名	看護師：1名
	保育士：10名	医師（嘱託）：1名
	臨床心理士：1名	公認心理師：1名
	栄養士：1名	
	調理師：4名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・本園：かえでの家、さつきの家、さくらの家（3人部屋5室、2人部屋11室、1人部屋2室） ・なでしこの家（1人部屋2室、2人部屋2室） ・ひいらぎの家（1人部屋2室、2人部屋2室） ・けやきの家（1人部屋2室、2人部屋2室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本園 集会室、給食室、心理療法室、児童家庭支援センター、工作室 プール設備、グラウンド、自立訓練用ホーム ・各家 リビング、風呂場、洗面所、トイレ、ベランダ、宿直室

④ 理念・基本方針

<理念>

子どもの豊かな個性を大切に！

<基本方針>

- ・できるかぎり家庭に近いあたたかい雰囲気の中で、個々の子どもたちとのより密接な関わりを持つことができるよう「グループの小規模化」に努めます。
- ・子どもたちの豊かな個性を大切にし、ひとりひとりの発達段階にそった自立支援を行うよう努めます。
- ・職員と子どもたちが共の生活を通して信頼関係を築き、人間性・社会性を培うよう努めます。
- ・子どもたちの自主性・自立性を重んじ、「子どもの最善の利益」を追求した生活環境を構築するよう努めます。

⑤ 施設の特徴的な取組

受審施設は、児童家庭支援センター「どんぐり」の設置認可を県内で初めて取得し、受審施設敷地内に併設して、相談に年中無休 24 時間対応しています。その結果、年 2,000 件以上の相談が寄せられています。子育て中の親や虐待に悩む子どもたちの貴重な相談窓口になっています。

また、受審施設敷地内にアフターケア専用ホーム「あふたの家」を新規整備し、高校生への自立訓練や高校を卒業した措置延長児童等に対し、様々な事情から一人暮らし等にすぐに踏み出すことが困難な子どもに対し、アフターケアホームを活用しながら通勤や通学を行い、必要に応じてゆるやかに社会に送り出すことのできる体制を整備していこうとしています。

加えて、地域小規模児童養護施設「ひいらぎの家」をどんな家に住みたいか、子どもたちと職員の意見と合わせて、我が家に家族と住む喜びと安心を味わえるようにと新築で開設しています。

一方、受審施設は開設当初から、暮らしの文化や地域とのつながりを大切にして「地域に育てられる子どもたち」をモットーに養育を行ってきました。しかし、1981(昭和56)年に現在地へ移転した際、地域住民から「子どもたちを集めて何をはじめるともりだ」と疑念を抱かれます。こうした経験をバネに開かれた施設づくり、つまり、「施設の社会化」を精力的に進めてきました。なお、受審施設は県内でも早くから地域分散(小規模)化を実現していますが、その背景には長年にわたる地元地域社会との交流、ひいては信頼関係が好奏していると考えます。

以上のように、受審施設は岡山県内の社会的養護施設の中でも常に先進的な取組をされています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	2023年7月1日（契約日）～ 2023年11月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	2019年度・令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

児童虐待が利用の子どもだけでなく地域の家庭においても生じている現状を踏まえ、受審施設では先駆けて2018(平成30)年に児童家庭支援センター「どんぐり」を開設する(その後、地域ニーズへ対応するため、移転拡大)とともに、2001(平成13)年には心理療法専用棟の整備、2006(平成18)年には小規模グループケアの開設、2009(平成21)年にはショートステイ事業の開始、2011(平成23)年には自立訓練ホーム、2015(平成27)年には地域小規模児童養護施設、2023(令和5)年にアフターホームをそれぞれ開設するなど、児童養護施設としてニーズに合った機能や設備の拡充をし、支援を必要とする人々に対応しています。

また、「職務分掌業務報告『実施報告と次年度に向けての提案(改善事項)』」の作成は、計画的な改善策を進めるための基礎資料となっており、このような受審施設をより良いものに改善させようとする姿勢は目を見張るものがあります。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

職員の配置では、2001(平成13)年の心理療法専用棟の整備に先駆け1999(平成11)年には心理療法担当職員の配置を、2015(平成27)年には里親支援専門相談員の配置を、2020(令和2)年には自立支援コーディネーターの配置をいち早く行う等、その対応には目を見張るものがあります。加えて、2023(令和5)年度には1ホームあたりの職員配置を約2倍に増員し、支援体制を強化しています。人材確保については、非常勤講師で講義をする際に受審施設の紹介をするなどして、数人が受審施設を実習施設として選択した実績もあります。そして、職員の要請に関する各研修体系は、「人材育成のための若松園研修体系」にまとめられ、そのレベルを「初級職員」、「中堅職員」、「上級職員」、「施設長」に分けられ、それぞれ受講すべき研修が設定されています。研修計画は、職員会議で説明されています。実績としては、様々な防災管理士などの民間資格や後述する「セカンドステップ」プログラムのトレーナー資格取得等があります。また、海外研修へのチャレンジや、前述のトレーナー資格の取得にあたっては、受審施設として勉強の支援も行っています。また、ユニークな研修として、各ホーム職員が各月2日間ずつ別ホームの職員と入れ替わる「ホーム交換研修」を行い、各ホームの良い所を取り入れたり別ホームの子どもを知ったりする機会を設けています。

また、入所する子どもに対して、受審施設での生活のルールや子どもの権利などを分かりやすく説明するため、紙芝居「若松園へようこそ!」を作成しています。加えて、自立支援計画を策定する際には、「自立支援計画票」のみに留まらず「自立支援計画票サポートシート」を作成しています。このシートは子どもの全体像をより詳しく把握し、適格な目標設定を行おうと、幼児用では保育(発達)の5領域に着目して、また、小学生以上用では「生活」、「健康」、「社会」、「学校」の観点から子どもの現状を把握します。そして、自立支援計画が専ら着目する「支援状の課題」のみならず、子どものよい特長にも注目して、「ほめどころ」(ほめるべき事項)を抽出し、

それを全職員間で共有しています。

A 内容評価基準

児童会活動で子どもたちが携帯電話を持つために、各ホームならびに各ホームの代表が児童会で使い方のルールや違反をしたときの対応などを何度も話し合い、子ども自身が決めて、結果を職員に説明し、実施できている記録があります。他の記録からも職員が、子どもが自ら判断し取り組むことができるようなアドバイスや働きかけ、情報提供などの支援ができています。

また、入所してくる子ども全員が「被虐待児登録」され、約半数が発達障害の診断を受けており、被虐待経験のトラウマ等で精神科に入院歴がある子どもの割合も高く、適切なかかわりが求められています。このような状況の中より一層の適切なかかわりを持つために、職員は受審施設の研修だけではなく、自発的に自分の時間とお金を使って学ぶなど「子どもの最上の利益」になるような支援ができるようにしています。

加えて、年齢ごとに、自立支援計画や受審施設独自の自立支援サポートシートが作成され、その子どもの良いところ、全職員でほめるところなど細かく状況が記入され、ケース会議などいろいろな会議で共有され、統一された支援ができています。

◇改善を求められる点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

特筆すべき事はありません。今後も、岡山県内、全国の児童養護の旗振り役として常に先頭を進んで行かれることを期待しております。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

職員の等級基準については、従来の職種による基準に留まっており、社会で要請されている国家資格取得者の専門性については、必ずしも十分反映できていません。

また、紙芝居「若松園へようこそ！」は、子どもの立場に立った説明方法として、効果的な取り組みですが、読み聞かせただけでは、子ども自身が十分に理解し、覚えられないこともあり得ます。そこで、入所中の子どもがいつでもそれを読み返し、確認できるよう受審施設内の分かりやすい場所に常時掲示するなどの配慮があればさらに効果を増すと考えます。

加えて、地域ホームに入所する子どもたちが、意見や相談を述べやすい環境を整えるため、本体施設への連絡方法の見直しや地域ホーム用の苦情受付担当者の設置、児童会への全児童の参加などの検討を希望します。なお、今回の提案は、受審施設が小規模化、地域分散化を先駆的に取り組まれているがゆえの先行的な課題といえます。追随する他施設の模範となるべく、あえて厳しい評価をさせていただきました。よりレベルの高い体制を整備されるよう期待しております。

A 内容評価基準

子どもたちは退所時まで、いろいろなボランティアの方々の支援や職員から仕事以上の暖かい支援を受けて、入所当時から退所までの間に成長していく姿が記録から読み取れます。子どもたちが負い目を感じることはないように、職員の方々も、今以上に無理なく自分も楽しんで支援されることをのぞみます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

・「社会的養護施設第三者評価」が義務化されて4回目の受審となりました。令和7年度から始まる時期「都道府県社会的養育推進計画」に向けた中間見直しが行われようとしているこのタイミングでの受審は、この間に当園が進めてきた施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の取組を客観的に評価・分析して頂ける絶好の機会となりました。

・めまぐるしい変化に曝されている社会的養護の現場ですが、まずは目の前にいる子ども達の養育の質の担保と抱える課題にきちんと向き合うことを大前提としながら、日々の生活の中から紡ぎ出される実践を今後とも発信していけるよう鋭意取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針は明文化されており、施設内の主要箇所に掲示されるとともに、職員のヒアリングにおいて周知の状況が確認出来ました。入職の際携行が求められる「職員必携マニュアル」の中にも理念、基本方針がファイリングされています。理念にある「豊かな」の言葉にはおとなに対する不信感を払拭し、子どもたちが輝ける時を作るという意味が含まれており、そのきっかけや後押しを職員が支援したことで、公文やピアノなど様々なことにチャレンジする様子から企業や個人からの支援に結びつけたり、専門学校へ進学し現在では社会人として活躍したりさまざまな事例がうまれてきています。このことから、実際に理念、基本方針の内容が実現できていることが確認出来ました。</p>		

I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員会議において、社会的養護に関する全国の動向、岡山県の動向を説明しています。また、利用理由の100%が児童虐待によるものとなった現状を踏まえ、各家庭の分析を行っています。その結果(数値データ)をもとに、受審施設では大学進学を積極的に進める取り組みを行っています。</p>		
③	I—2—（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>児童虐待が利用の子どもだけでなく地域の家庭においても生じている現状を踏まえ、受審施設では先駆けて2018(平成30)年に児童家庭支援センター「どんぐり」を開設する(その後、地域ニーズへ対応するため、移転拡大)とともに、2001(平成13)年には心理療法専用棟の整備、2006(平成18)年には小規模グループ</p>		

ケアの開設、2009(平成21)年にはショートステイ事業の開始、2011(平成23)年には自立訓練ホーム、2015(平成27)年には地域小規模児童養護施設、2023(令和5)年にアフターホームをそれぞれ開設するなど、児童養護施設としてニーズに合った機能や設備の拡充をし、支援を必要とする人々に対応しています。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、中・長期計画として「若松園機能強化推進計画」を2019(令和元)年に策定し、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間の計画として運用されています。計画内容は、「岡山県社会的養育推進計画」に沿った内容となっており、計画内容と実際の達成度について確認すると、ほぼ中・長期計画の通り達成されています。来年度の2024(令和6)年度は「岡山県社会的養育推進計画」の見直しの年度となっており、その発表を待って同計画も改定される予定となっています。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、中・長期計画の内容を踏まえ、「事業計画」と「行動計画」が策定されています。その内容は、理念・基本方針を前提に、法人運営目標、重点項目を具体的に掲げ、何をもって計画が達成したのかわかりやすい内容となっています。これらの計画は職員会議で説明され、各職員も理解されていることが確認出来ました。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年度、「事業報告」により、「事業計画」で掲げられている重点項目についても達成度に関し評価がなされています。「事業計画」には、「補足資料」として該当年度の基本統計データが整理され、法人運営や支援ニーズを分析するための基本情報として活かされています。事業計画の策定にあたっては、以前は施設長と副施設長のみの検討でしたが、現在では毎年10月頃からリーダー(ホーム長)と主任が加わり、現状把握と各部署の要望をヒアリングすることになっています。このことは、毎年度作成されている「職務分掌業務報告『実施報告と次年度に向けての提案(改善事項)』」で確認出来ました。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・Ⓑ・c

<コメント>

子どもからの要望は、毎年3月に全員集合する会を設け新職員との顔見せを兼ね伺っています。また、毎月開催される避難訓練時にコミュニケーションを兼ね要望を聞き取っています。加えて、各ホームで事業計画を伝えるとともに適宜要望などを確認しています。なお、今後は子どもにも分かりやすい事業計画の作成を望みます。

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目6で述べた各年度の計画策定とその過程に加え、日頃の支援情報は毎晩の各ホーム会議と翌朝の朝礼、毎月1回の職員会議の開催で共有されています。また、分野ごとの対応は、上記職員会議に加え危機管理委員会やケース検討会議を上位組織とし、役職者(施設長・主任・ホーム長)で組織化された運営会議やリーダー会議、下位組織である4つの委員会で行われています。それに加え、業務の効率化を図るため、「使えるくらうど児童養護施設」(通称：くらうど)システムによる生活記録や日誌、検査や通院記録の共有、緊急時の対応にはアプリ「Chatwork」を活用しています。このように、支援の効率化と質の向上に向けた取組が行われています。なお、自己評価は毎年実施され、集計・分析がなされています。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>前回の社会的養護関係施設第三者評価結果を受け、評価項目8で述べた危機管理委員会を設置し、職員会議と連動させています。また、支援の効率化を図るべく、職員会議開催のための事前打ち合わせの機会を設け、子どものための支援時間を増やす取り組みをしています。加えて、評価項目6で述べた「職務分掌業務報告『実施報告と次年度に向けての提案(改善事項)』」の作成は、計画的な改善策を進めるための基礎資料となっており、このような受審施設をより良いものに改善させようとする姿勢は目を見張るものがあります。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		

10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長としての役割と責任については、「管理規程」で明文化されるとともに、職員会議や運営会議、朝礼でその役割を発揮している様子が議事録などから確認出来ました。また、施設長不在の際は4人体制をとっている主任のうち誰かがその代わりをして施設長の業務に対応することとなっており、その体制も明確です。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令等について正しく理解するとともに、今後の岡山県の社会的養護を支える人材として多方面で活躍されています。先般、岡山県児童養護施設当協議会の副会長に任命されたことから、受審施設はもちろんのこと、岡山県の児童養護等の分野で先頭を切って活躍されることを期待しております。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 3で述べたとおり、副施設長時代から岡山県の社会的養護施設の1つとして常に一步前の取組をされており、そのリーダーシップには目を見張るところがあります。そこには、受審施設が長年培ってきた歴史、地域との関係を大切にしたからこそ成り立っているものであり、歴代の施設長の功績も否定できませんが、その哲学を引き継ぎ、ICTへの取組やまた、施設長が認識している問題や課題と職員が理解している問題と課題が一致しており、地域小規模児童養護施設の増設や本園の小舎化、今後必要となる本園の改築など意欲を持って取り組んでいる様子が窺えました。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前述の通り、さまざまな取り組みを進める一方、それに必要な施設整備費や人件費に関する積立金財源についても、長期的視野に立って確実に対応しています。また、施設長としての業務が忙しい中、各ホームによく立ち寄り子ども達と触れ合う姿は各職員のヒアリングでも確認出来ました。細かい事で恐縮ですが、ICTの各システム(「くらうど」システムやアプリ「Chatwork」)が運用されているようですが、その運用に関する具体的なルールを文書化されることを望みます。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	

14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 3で述べたように、今まで先進的な取り組みをしてきました。それに合わせ人の配置では、2001(平成13)年の心理療法専用棟の整備に先駆け1999(平成11)年には心理療法担当職員の配置を、2015(平成27)年には里親支援専門相談員の配置を、2020(令和2)年には自立支援コーディネーターの配置をいち早く行う等、その対応には目を見張るものがあります。加えて、2023(令和5)年度には1ホームあたりの職員配置を約2倍に増員し、支援体制を強化しています。人材確保については、非常勤講師で講義をする際に受審施設の紹介をするなどして、数人が受審施設を実習施設として選択した実績もあります。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、処遇改善加算や新型コロナに対応した職員への処遇はもちろんのこと、支援に関し不足な事態に対応するための「特殊業務手当」を2015(平成27)年から新設するなど、社会的養護の状況に合わせた給与体系、人事管理を進めています。人事考課についても、権利擁護に関するセルフチェック表をはじめ、評価項目 17で述べる目標管理制度を活用した目標達成度や面接の結果を判断基準の1つに採用しています。但し、職員の等級基準については、従来の職種による基準に留まっており、社会で要請されている国家資格取得者の専門性については、必ずしも十分反映できていません。職員の就業意欲向上のためにも、改善が求められます。一方、職員のヒアリングでは、個人の業務について正當に評価されているとの回答がありました。</p>		
Ⅱ—2—（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の年次有給休暇取得率は、約75%となっています。近年の育児休暇実績も2人あり、該当職員は定期的にアプリ「Chatwork」情報共有したり頻回に受審施設を訪問したり等、職場復帰に向けた対応も取られています。育児休暇中でも頻回に訪問する状況から、職員にとっても受審施設を誇りに思い対応されている様子が窺えました。また、互助会を結成し、他施設とのスポーツによる交流では補助をするなどの支援も行われています。加えて、支援方法に悩んだ場合などは、所属の心理療法担当職員(臨床心理士)が相談に応じることであります。</p>		
Ⅱ—2—（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」は、入職の際携行が求められる「職員必携マニュアル」の1</p>		

つとして綴られている「若松園職員としてのあり方と児童支援における考え方」にまとめられています。この内容をもとに、目標管理制度では、毎年4月に各職員が目標を設定し、3月にセルフチェックと施設長面談が行われています。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>各職員の研修体系は、「人材育成のための若松園研修体系」にまとめられ、そのレベルを「初級職員」、「中堅職員」、「上級職員」、「施設長」に分けられ、それぞれ受講すべき研修が設定されています。研修計画は、職員会議で説明されています。実績としては、様々な防災管理士などの民間資格や後述する「セカンドステップ」プログラムのトレーナー資格取得等があります。また、海外研修へのチャレンジや、前述のトレーナー資格の取得にあたっては、受審施設として勉強の支援も行っています。また、ユニークな研修として、各ホーム職員が各月2日間ずつ別ホームの職員と入れ替わる「ホーム交換研修」を行い、各ホームの良い所を取り入れたり別ホームの子どもを知ったりする機会を設けています。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>各職員が参加したい研修については、受審施設として支援を行っています。また、新人職員に対しては、「初級職員への園内研修の充実(入職前からはじまる初級職員への研修体系)」にまとめられ、「入職前」、「初級(新任)」、「初級(2年目)」の3つのステップで研修体系が準備され、具体的な研修内容も設定されています。特に、「入職前」から「初級(新任)」では、入職前の2月や3月に複数回各ホームの紹介やグループワークなど丁寧な研修が行われ、入職前から職員間でコミュニケーションが取れるよう配慮がなされています。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設見学も含めた実習生の受入は、分野を問わず様々な福祉専門職の養成に貢献しています。2022(令和4)年度の実績では、社会福祉士実習生7人、保育士実習生24人、心理に関する実習生2人、里親実習生19人となっています。特に、里親実習では、県内唯一の実習先として受審施設が協力しています。また、県内の大学と協定を結び、実習科目として医師の養成の一環として児童養護の現場を見ていただくことも行っています。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		

21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>広報誌「きらきら」を年2回発行し、子どもの様子や職員の様子、施設の動向などを細かく伝えています。また、ホームページでは情報公開のページで必要な情報を提供するとともに、「若松園ブログ」で子どもの様子を発信しています。また、2023(令和5)年4月よりInstagramを開設し、情報公開について積極的に取り組んでいます。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>監事による監査といった最低限の取組はされているものの、外部監査(会計士や税理士)はされておらず、社労士や行政書士による顧問契約もされていません。必要に応じて契約・対応することになると考えますが、外部監査の仕組みを検討されてはいかがでしょうか。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>開設当初から「地域に育てられる子どもたち」を掲げて養育を行っています。今日では、地域住民による施設参観や集会室の地域開放のほか、地元町内会や中学校の災害避難場所としても機能しています。一方、受審施設から地域社会への貢献も盛んで、地元の盆踊り大会や秋祭り、さらにスポーツ少年団などには入所中の子どもたちや職員が総出で参加しています。地域住民からは「地域の中に子どもたちの姿がよみがえって嬉しい」との声が聞かれるほか、時には地元農家から農産物の差し入れが届くこともあるといいます。さらに、2023(令和5)年度は地元の公民館で岡山の児童福祉の歴史を学ぶ講座が開かれており、施設長が講師を務めています。このように受審施設とそこで暮らす子どもたちは、今や地元地域社会に必要不可欠な存在です。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行によって、一時中断していたボランティア活動も2022(令和4)年度頃から再開されつつあります。ボランティアは大学生から地域住民、さらに企業人までさまざま、活動内容も学習や余暇支援、散髪奉仕など多彩です。毎年度の事情計画で重点事業に位置づけているボランティア活動は、「施設の社会化」のみならず、「子どもたちの成長には職員だけでなく、さま</p>		

<p>さまざまな立場のおとなとの関わりが必要」だとする養育上のねらいがあります。いわば「虐待経験などから、おとなへの不信感を抱えている子どもたちには信頼できる相手との出会いが必要で、その経験が嫌なおとなばかりではないことへの気づきにつながる」と施設長は話します。なお、ボランティア受入れにあたる諸説明は口頭で行なわれていますが、確実な伝達を行なうためにも「活動のしおり」などを作成して読み合わせることをお薦めします。</p>		
<p>Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>児童相談所や福祉事務所をはじめ関係機関とは常に連絡を取り合い、情報共有や連携を図っています。また、入所児童のネットワーク会議の開催時には、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員（臨床心理士）、個別対応職員などを派遣しています。さらに、対応が困難な事案が発生した場合は関係機関へ働きかけ、ケースカンファレンスを開催しています。一方、学校との連携は、入所中の子どもが通う幼稚園（適宜）、小学校（年6～7回）、中学校（年2回）と連絡会を開催し、入所児童一人ひとりの情報交換を行っています。さらに、地元地域との連携は評価項目 23 のほか、交通安全母の会、地域防犯活動、子ども見守り隊、子ども会や小中学校のPTA活動に職員を派遣しています。</p>		
<p>Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域住民や学校などとあらゆる機会を通して関係を深め、日常的な交流の中からさまざまな生活課題を把握しています。例えば、評価項目 27 で述べる事例などはその典型です。一方で、2018（平成30）年に岡山市から受託した児童家庭支援センター「どんぐり」には年間2,000件を越える相談が寄せられており、センターと協働することによって、子どもや家庭の生活課題を具体的に把握しています。このほか、受審施設に設置する家庭支援専門相談員なども業務を通して地域の福祉ニーズを把握しています。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>社会福祉法第24条第2項に規定された公益事業を実施しようと職員にアンケート調査を行い、自分たちに何ができるのかを検討しています。その結果、「CSP/CAP」プログラムや「セカンド・ステップ」プログラムの実施、子育てのヒントになるチラシ、冊子の地域配布、地域の子どもたちへの工作教室など、実にさまざまなアイデアが生まれました。これらのうち、現在までに、子育て講座やストレッチ講座、アロマセラピーなどを実施しています。また、地域社会との日常的な交流の中から福祉ニーズを把握した例に、住民からの相談によって保育園</p>		

の送迎が困難な家庭の幼児を公用車で送迎する支援を行ったこともあります。このほか、施策ニーズに応じるため、児童相談所の里親研修における施設実習を受入れています。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した基本方針を定め、屋外掲示板や管理棟内の会議スペースなどに掲げているほか、ホームページにも掲載しています。また、全職員に配布、携行させている「職員必携マニュアル」には児童憲章、児童の権利に関する条約から各種対応マニュアルなど、約40種に上る資料を綴じています。中でも「若松園職員としてのあり方と児童支援における考え方」は、子どもの権利保障を柱に、養育の基本から受審施設として求める職員像、養育上の留意事項、日常生活に関する基本事項などを詳細に記しており、職員のバイブルになっています。このほか職員に対しては年に1回のセルフチェックを実施して自浄能力を高めています。一方、入所する子どもには、「子どもの権利ノート」を説明、配布するほか、自作の紙芝居「若松園へようこそ！」を読み聞かせて、生活のルールや子どもがもつ権利などを説明しています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目28と同じく職員に対しては「職員必携マニュアル」の「若松園職員としてのあり方と児童支援における考え方」の中で子どものプライバシー保護の必要性を説明し、それを職員会議で読み合わせるなどして周知、徹底しています。また、入所中の子どもに対しても評価項目28と同様に、紙芝居「若松園へようこそ！」を読み聞かせて説明しています。居室における個々の子どものプライバシーについては、幼児を除き一部屋あたり1人～3人で生活していますが、高校生以上は個室を用意しています。なお、保護者に対しては、入所時に個人情報保護に関する方針を示した上で職員が説明しています。また、広報誌やホームページへの写真掲載の可否などについては、個別に確認しています。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c

<p><コメント></p> <p>養育・支援、利用に関する一般的な情報は、ホームページから知ることができます。ホームページには経営方針のほか、定款、諸規程や財務諸表、事業計画・事業報告、さらには第三者評価結果も掲載しています。また、評価項目 21 で述べたように、ホームページ内にある「若松園ブログ」は随時更新されており、受審施設内での生活の様子をつぶさに知ることができます。これとは別に、子どもが入所する際にはパンフレット「WAKAMATSU」を渡して施設の概要を説明するほか、入所に関する書類一式(苦情申し出、預かり金管理、個人情報保護、予防接種)を示して保護者に説明と同意を得ています。一方、入所する子どもには、紙芝居「若松園へようこそ!」を読み聞かせて生活のルールや子どもの権利などを説明しています。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>評価項目 42 で後述するとおり、受審施設では入所する一人ひとりの子どもに対して心理療法担当職員(臨床心理士)がカウンセリングを行った上で、入所前・後アセスメント会議やケース検討会議などを開催しています。また、自立支援計画などを作成する際には、基幹的職員を中心に個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員(臨床心理士)、看護師、栄養士などさまざまな職種の職員が、それぞれ専門的な視点から評価を行います。こうした手順を経た上で、子どもや保護者に対して養育・支援内容の説明を行っています。また、意思決定が困難な子どもや保護者に対しては、あらかじめ関係機関から聞き取りを行い、詳細な情報を得た上で評価、計画作成、説明に臨んでいます。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>他施設への措置変更時には、記録や自立支援計画票などを変更先施設へ情報提供しています。一方、他施設から受審施設への措置変更時には、前施設の職員から生活の様子を聴き取り、新たな自立支援計画などを検討していきます。このほか、地域や家庭に移行する場合は従来、児童家庭支援センター「どんぐり」と協働して退所した子どもの支援を行なってきましたが、2020(令和2)年度からは自立支援コーディネーター(家庭支援専門相談員)を設置し、アフターケアの強化をはじめました。さらに、2023(令和5)年度中には、本体施設の敷地内にアフターケア専用ホーム「あふたの家」を設置し、入所する高校生や措置延長の子どもの自立支援に取り組む予定です。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって退所者の生活状況が悪化したとする全国調査結果を踏まえ、受審施設では退所者への食糧支援を行うとともに、電話やオンラインで連絡を取り合う体制を整備しました。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>

<p><コメント></p> <p>子どもがおとなに意見をいやすい環境づくりとして、①相談できるおとなの存在とその周知、②意見箱の設置、③苦情解決制度(第三者委員を含む)の周知などを行っています。また、入所中の子どもの自治組織である「児童会」に職員がオブザーバー参加し、子どもたちの意見を聴いて、必要な場合は職員会議等で協議しています。ところで、前回の第三者評価でも提案した満足度調査は、今回の調査でも実施を確認することはできませんでした。再度実施に向けた検討をお願いします。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4) —① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決規程を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員(2名)を設置しています。また、苦情解決委員会(原則年1回)を組織、開催して第三者委員から意見を得ています。制度の周知は、屋外掲示板や管理棟玄関に苦情解決の仕組みや申し出先を書いた掲示物を貼り、誰もが確認できるようにしています。このほか、保護者に対しては入所時の説明資料「若松園を利用される保護者の皆さまへ」の中に、苦情解決制度に関する文書を綴じて職員が説明するほか、入所する子どもへは紙芝居「若松園へようこそ！」で読み聞かせています。ところで、苦情受付、処理の結果については現在、苦情解決委員会で公表しているとのことですが、透明性確保の観点から、プライバシーや人権、入所する子どもや保護者の事情に配慮した上で、可能な限り広く公表することが望まれます。また、地域ホームにおける苦情受付体制については、次のⅢ—1—(4)②で挙げる課題があります。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4) —② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>子どもが意見や相談を述べやすい環境づくりは評価項目 33 で述べたとおりですが、これらは入所時に行う紙芝居「若松園へようこそ！」で読み聞かせ、子どもたちに周知しています。これとは別に、後に評価項目 36 や評価項目 A②でも触れるとおり、個別対応職員が一人ひとりの子どもを観察し、異変があれば声掛けを行う、また、常に傾聴姿勢を保ち、受容、共感を心掛けていることも好取組みとして注目されます。もっとも、評価項目 33 で挙げた3方法の内、意見箱と苦情解決制度の周知を地域ホームで確認することができませんでした。現在、地域ホームの子どもが意見を申出るには本体施設へ行くか、各ホームの固定電話から本体施設の担当者へ連絡する方法のみです。また、児童会についても地域ホームからは代表者が出席するのみとのことですから、一人ひとりの子どもが意見を述べやすい状態にあるとは言えません。そこで、地域ホームに意見箱や苦情解決に関する掲示物を設置するとともに、願わくは地域ホームに苦情受付担当者を設置することが望まれます。</p>		

36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 33の方法を通じて挙げた子どもの意見は職員会議に諮り、対応を協議しています。その一方、ヒヤリ・ハット報告や職員用意見箱の設置など組織の自浄能力を期待した取組みも行っています。また、日常的な養育・支援の場面では個別対応職員が子どもの状態を詳細に観察し、異変を感じたら声掛けをするなどの対応を取っています。なお、これらの職員対応も「職員必携マニュアル」の「若松園職員としてのあり方と児童支援における考え方」を基礎としています。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>危機管理委員会を設置して組織全体でリスクマネジメントを行なっています。また、事故・ケガ・災害・感染症・各種緊急対応などへの組織的な対応を図るため、「若松園危機管理に対する考え方」を示し、さらに、「危機発生時の基本フローチャート」を作成して、職員会議などで周知、徹底を図っています。これとは別に、ヒヤリ・ハット報告も行っており、報告が挙げた場合は、翌日の朝礼で報告し合い、職員間で課題を共有しています。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが入所する際、保護者に「予防接種依頼票」の記入、提出を求め、入所後の接種管理を行っています。また、受審施設では医療的ケアに力を入れています。他の児童養護施設に先駆けて常勤の看護師を設置しているのもこのためです。看護師は入所する子どもたちの健康管理や治療を必要とする子どものケアを行なっています。感染症対策をはじめとする衛生管理は、この看護師を中心に保健衛生委員会を設置して組織的に行なっています。中でも委員会が概ね2か月に1回発行する「ほけんだより」は入所する子どもや職員に情報を提供する重要な手段です。新型コロナウイルス感染症の流行時にもこれを通じて情報提供や感染予防方法などを周知しましたが、その発行回数は13～15回に上ったといえます。ちなみに、評価項目 37で挙げた「若松園の危機管理に関する考え方」や「危機発生時基本対応フローチャート」は感染症対策時にも対応できるように作成されています。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 37で触れた「若松園の危機管理に対する考え方」や「危機発生時基本対応フローチャート」に基づき、災害発生時の基本的な動作を定めています。また、防災防犯委員会を設置して組織的な防災体制を整備しています。委員会では防火</p>		

管理や自主点検などを行うほか、定期的に避難訓練(火災・地震・夜間想定で原則月1回)、総合訓練(年1回)、水難救急法講習会(年1回)を行っています。これとは別に食糧や備品類の備蓄は栄養士を管理者に定め、管理しています。ところで、施設長自身が課題と指摘するように、受審施設では「事業継続計画」(BCP)を未策定です。いうまでもありませんが、受審施設は入所中の子どもたちの命を守り、養育・支援を保障する場であると同時に、退所した子どもや里親の支援、児童家庭支援センターの諸機能、ひいては地元自治会や中学校の避難場所など、今や地域の主要インフラです。そのことことを考えれば「事業継続計画」の策定は喫緊の課題です。

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員必携マニュアル」に、基本方針をはじめ、養育・支援におけるルールや基準を示し、綴じています。中でも「若松園職員としてのあり方と児童支援における考え方」は、国の「児童養護施設運営指針」を踏まえ、養育の基本や職員に求められる人柄、留意事項、児童支援における基本的な考え方など多岐にわたる事項を、こと細かに記しています。同じく、「衣」、「食」、「住」、「衛生・健康管理」の項目別に、職員としての養育方法を示しています。なお、これらは、職員会議で読み合わせるなどして職員に周知、徹底を図っています。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目40で述べたとおり、標準的な実施方法は「職員必携マニュアル」に明示し、職員会議で共有しています。見直しについても同様に、職員会議を通じて職員の意見を集め、適宜行っていますが、期日を定めた定期的な検証、見直しは行われていません。このほか、入所する子どもからの意見は日常的な子どもの観察や子どもとの会話、さらに児童会を通して把握し、適宜、見直しています。また、保護者に対してはアンケートを行うなどして、ニーズを把握しています。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画を策定する際は「自立支援計画票」に加えて「自立支援計画票サポートシート」を作成しています。作成にあたっては「自立支援計画票作成の流れ」を示して手順を統一しているほか、作成マニュアル(「『自立支援計画票』作成のポイント、『自立支援計画票サポートシート』作成にあたって」)を用意して作業の標準</p>		

<p>化を図っています。なお、自立支援計画を作成する際には、基幹的職員を中心に、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員(臨床心理士)、看護師、栄養士などと個別対応職員が協働で作成しています。この内、心理療法担当職員(臨床心理士)は新たに入所する子ども一人ひとりに心理アセスメントを行います。また、医療的ケアが必要な子どもに対しては看護師が個別的に対応しています。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>「自立支援計画票」は原則年2回、「自立支援計画票サポートシート」は原則年1回の定期的な評価、見直しを行っています。また、緊急に見直しを必要とする場合は、随時行います。評価、見直しの際には、ケース検討会議(年に5~6回)や処遇会議(月1回)で多職種が協働して検討を重ねます。評価、見直しの手順は基本的に「自立支援計画表作成の流れ」に沿って、また、マニュアルの手順を踏んで行います。なお、評価項目42にも挙げたとおり、受審施設に設置する心理療法担当職員(臨床心理士)、看護師などの専門職は入所後も必要な子どもに継続して関わっており、自立支援計画の評価、見直しにも重要な役割を果たしています。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>「自立支援計画票」や「自立支援計画票サポートシート」、児童生活記録をはじめとする各種記録類は、個人ファイルに綴じています。これとは別に、「くらうど」システムを導入して、オンライン上で生活記録、ホーム日誌などを閲覧、共有しています。さらに、2021(令和3)年4月から既に導入しているアプリ「Chatwork」で、職員のスマートフォンで情報共有や緊急連絡を行っています。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護に関する基本方針」を定めて個人情報を管理しています。また、「職員必携マニュアル」の「若松園職員のあり方と児童支援における考え方」の中に個人情報の取扱いや守秘義務について基本ルールを記載し、職員への徹底を図っています。同じく、「職員必携マニュアル」中には施設長名による「児童養護施設の現場における『記録』を行うための基本」を綴じ、記録の意味や記入方法などを示しています。なお、記録の管理は4人の統括リーダー(主任)が分担して行っています。ところで、受審施設では退所した子どもの記録類を1人残さず永久保存しています。その理由は、退所者からの「自らの生い立ちや入所当時の様子を知りたい」という問い合わせに応えるためだといいます。受審施設の存在を「実家」とするがゆえの好取組みだと考えます。</p>		

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-1 (1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-1 (1) -① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「若松園における人権擁護と暴力防止の取組み」を定め、毎年度の事業計画で受審施設の態度を明らかにしています。職員には「職員必携マニュアル」で周知するとともに、研修や職員会議の時に継続学習を行っています。このほか、管理棟内に職員用意見箱を設置し、権利侵害の予防と早期発見を図っています。なお、受審施設は「どの宗教にもとらわれない」ことを唱えて開設しており、クリスマス会などは行われるものの、お祈りや宗教行事への参加、強制はありません。</p>		
A-1-1 (2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-1 (2) -① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に、「子どもの権利ノート」を配布し、説明を行っています。また、紙芝居「若松園へようこそ！」に権利擁護や他の児童への思いやりについての説明を加え、理解を促しています。さらに、職員が児童会に参加して子どもの権利を講話する取組みも行っています。他方で、日常の養育、支援時には、個別対応職員が児童の興味、関心に共感する、意見を否定せず受容した上でおとな(職員)の考えを伝えるなどの工夫を行う様子が職員への聞き取りから確認できました。</p>		
A-1-1 (3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-1 (3) -① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども自身の生き立ちや家族関係、入所までの経過、子どもの特性など児童相談所と情報を共有しながら、子どもの理解に努めています。子どもが受審施設での生活に疑問を感じた時や進学のお機など子どもの発達に合わせて、その子の背景などに配慮しながら慎重に伝えていきます。伝えた後も職員で情報を共有し、子どもの変化を見逃さないように見守り、フォローしています。子ども一人ひとりの成長を写真に撮り職員と一緒にアルバムにまとめています。</p>		
A-1-1 (4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-1 (4) -① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>行政からの情報や報道の不適切なかかわり方の事例を職員に朝礼などで周知し</p>		

<p>ています。研修で不適切なかかわり方の防止をはかり、各ホームの夕礼で職員の子どもへの気になる言動についてお互いにチェックし、より良いかかわり方を考えています。その結果は次の日の朝礼で報告し共有しています。子どもにも、受審施設職員以外に児童相談所職員との面談や配布した権利ノートについているハガキなどで訴えることができることを伝えています。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもが児童相談所の職員と見学に来た際に、好きなおやつ、遊びなどを聞いておき、当日に来た時に一緒にその子どもの好きな遊びをし、好きなおやつを食べ歓迎の気持ちがわかるようにしています。子どもが身の回り品を何も用意できないときは、当日中に担当職員と一緒に自分用の好きな服、食器、文房具、教材などを買いそろえて、スムーズな移行ができるように配慮しながら進めています。</p>		
A⑥	<p>A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>小グループごとに、カラオケや外出などに、公共交通機関を利用して出かけ、楽しい思い出とともに公衆道徳を身につける機会にしています。家族との面会や外泊、休日や余暇を利用した園内、地域のスポーツ活動への参加、学習支援などのボランティアの方々とのふれあいなどさまざまな交流が持っています。退所後も「困った時に頼れる実家のような存在」になるよう、食料支援や生活相談にあたる職員をおいて相談できる体制がとられています。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—（1）養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>毎日の職員朝礼やホームでの話し合いなどで、全職員が成育歴や日々の子どもの状況を把握し、見守る体制があります。担当職員は子どもの日々の様子を見守り子どもの気になる言動は記録に記入し、職員で共有しています。ケース会議などで心理療法担当職員（臨床心理士）や看護師など複数の職員で子どもの言動の裏にある心理的背景など話し合い共有しています。子ども意見箱に書かれた内容には、一つ一つ丁寧に答えていき、個別に子どもと施設長や各ホーム長、児童相談所職員との定期的な面談で気持ちや意見をくみ取り安心安全な生活を送れるような取り組みを行っています。</p>		

A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの「自立」とはただ単に炊事、洗濯、掃除等の日常生活を営める技術だけではなく、一定のおとなとの愛着関係と信頼関係が自立の基礎であると、施設長をはじめ、職員が理解し「自立支援計画票」の作成とそれに基づいた支援の実践が行われています。職員は、子どもの様子を見守り、結果だけでなく子どもの努力をほめたり励ましたりすることで、子どもが達成感を感じ自己肯定感を高められるように支援をしています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたち独自の児童会があり、子どもたちで受審施設での生活上の問題などについて自主的に話し合い、意見を反映させる仕組みがあります。職員は子どもの個性を重視し、一人ひとりの発達段階において、自らの行為を主体的に選択できるような支援ができています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各ホームで子どもたちと職員が相談しながら、希望する遊びや行事などを企画しています。ホームごとにパソコンが置かれ、使用できる環境が整っています。また、ボランティアによる絵本等の読み聞かせや習字などを実施しています。加えて、担当職員との個別外出などを通して、子どもと職員が楽しい時間を共有するとともに、社会的自立に向けて多くの経験が積めるような支援が行われています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の生活の中で、約束や時間を守ること、食事のマナーなど基本的生活習慣を身につけていきます。また、子どもの気になる言葉使いや態度に対しても、個別にその都度慎重に配慮されたアドバイスがされています。その情報は職員間で共有され、統一された支援が行われています。日用品の管理や食事の買い物、小遣いの管理などを職員と一緒にしていく中で「がまんすること」の大切さや「してはいけないこと」を自然に理解できるように支援し、社会生活を営めるような支援が来ています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>「食」が生活の中で身近なものになるように、子ども一人ひとりが好みの食器や箸コップなどを使用しています。メニューにも工夫がされています。日本各地の名物料理を紹介する「日本味めぐり」では、投票で人気のメニューがもう一度出されること、誕生日などには寮で子どもたちと職員でメニューを考え、一緒に調理するなど楽しんで食事ができるように工夫されています。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
<p>A⑬</p>	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>担当職員と子どもと一緒に買い物に出かけ、子どもが自分の好みに合った衣服を選んで購入しています。季節の変わり目には子どもと一緒に衣替えをし、衣服に対して意識を高めるように支援できています。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
<p>A⑭</p>	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>各ホームの職員の中から環境委員を配置し、破損個所の修繕や敷地内の樹木選定、草刈などを定期的に行っています。子どもたちには個室や相部屋でも自分占有のスペースがあり、自分の好きなグッズで居心地良く整えられています。室内は環境整備のマニュアルがあり、清掃やゴミの分別など子どもたち自身で取り組めるように配慮されています。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
<p>A⑮</p>	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>看護職を配置し、園内の衛生管理や入所児童・職員への衛生指導を実施しています。適切な配慮の必要な子どもも多く、ケガなどへの対処以外にも嘱託医との連携や通院同行、服薬管理など子どもへの医療的ケアを実施しています。保健衛生委員会があり、看護師を中心に職員が学びあう機会を設けています。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
<p>A⑯</p>	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>幼児には性教育に関する絵本を見る機会を作り、性についての知識、関心を持てるようにしています。必要に応じて職員や心理療法担当職員(臨床心理士)が個別に他者の気持ちを尊重するように伝えていきます。CAP ワークショップも隔年で開</p>		

<p>催し、外部講師による子どもと職員への研修会を開催しています。それぞれの年齢で教育されていますが、幼児から中高生と段階的に体系的に性教育プログラムを実施できるよう、工夫されてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所時や行動上の問題が起きた時などに「若松園へようこそ！」という紙芝居などのわかりやすい視覚に訴えるツールを利用して、他の子どもとの関わり方や自己尊重、権利擁護を伝えています。また、個別に心理療法担当職員（臨床心理士）のカウンセリングや「セカンドステップ」プログラムの研修を受けた職員が他者との距離の取り方などを教えています。</p>		
A⑱	<p>A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>受審施設では小規模化がすすめられ、子どもたちに個室や個別スペースが整備され、家庭的な雰囲気落ち着いた環境で過ごせています。評価項目A⑦で述べているように、受審施設全体で子どもの状況把握に努めています。職員はおりに触れて「暴力ではなく」「話し合い」で問題を解決できるように伝え、ホームの中や児童会などの機会を利用して安心安全な生活環境に向けた「話し合い」の場を設けています。</p>		
<p>A—2—（8）心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>心理的ケアの必要な子どもにはスマイルルーム（心理の部屋）で心理療法担当職員（臨床心理士）による個別に面談や心理療法が行われています。看護師も子どもの日常生活の中で子どもとかかわり、声をかけています。受審施設独自の自立支援計画票サポートシートに子どもの理解を深めるように、発達検査、支援経過、言動も記載され、それを職員が共有しているので、統一した支援ができています。評価項目A⑰でも述べているように、生活のなかでおりに触れて対処の方法を伝えています。</p>		
<p>A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	<p>A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>就学年以上には、専用の学習機が用意されています。集会室や日中保育室などを有効に活用し、受験生などが集中して勉強できる時間と環境を整えています。子どもの年齢や学年に見合った学習時間を設定し、受審施設内で職員による「勉強クラブ」を実施しています。学習障害など集団学習に困難さを抱える児童には</p>		

<p>学習ボランティアで個別学習を、意欲のある子どもには、企業支援のもと、公文への通塾、学習塾への通塾、受審施設内での外国語補助教師による「英語クラブ」など学力、学習意欲の向上と自信につながる支援がなされています。</p>		
A⑳	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの意志と発達段階、発達課題に応じた「自立支援計画」を作成し、子どもの目標を実現できるよう、進学の場合は学校情報、奨学金などの情報、就職には仕事内容等の紹介など必要な情報の提供を行っています。受審施設所有の一軒家「なごみの家」を活用し、高校生などに自立に向けた生活訓練や子ども少数と担当職員で宿泊体験などの支援を行っています。進路決定後も、措置延長で担当職員などによるフォロー体制があります。</p>		
A㉑	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>継続的に受審施設の子どもの受け入れているアルバイト先があり、連携を取りながら安心して社会体験ができるようになっていきます。他団体と協同しホームページを通じた職業理解や職場体験の機会を設けています。受審施設の企業からボランティアでの壁紙の張替えの作業ではその会社職員、受審施設の職員、子どもと一緒に取り組み、仕事に対してイメージできるようにしています。</p>		
<p>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A㉒	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの担当職員、家庭支援専門相談員を中心に受審施設職員全体で子どもと家族との関係性の構築に向けた支援を行っています。家族と受審施設との養育の協同を目指し、学校行事、受審施設のイベントへの参加の呼びかけを行い、遠方から来る家族には「なごみの家」を利用し宿泊してもらっています。家族の意向や悩みを職員はケース会議等の各種会議で共有し、また、児童相談所とも共有し一貫した対応がなされています。</p>		
<p>A-2-(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A㉓	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を担当窓口にし、児童相談所などと情報の共有、連携をしながら、面会、外出、外泊など段階的に進めています。保護者が迎えに来た際には、受審施設で生活している様子を見学し、職員がそれを紙に書いて渡しており、家で戸惑わないよう生活できるような配慮がされています。外泊の前、途中、実施後に児童相談所職員と家庭支援専門相談員と一緒に家庭訪問をして家族の不安などを軽減できるように、関係機関とのケース会議に参加し環境調整をし</p>		

て子どもと家族との再構築の支援を行っています。